

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社に入社し、平成〇年〇月〇日付けで執行役員物流部兼設備開発担当部長となり、会社のC商品センターに勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、帰宅し、A県D市の自宅2階でパソコンを使用して仕事をしていたところ、翌日の午前0時30分頃、突然意識を失い、再び意識が戻って救急車を呼ぼうとしたが体の右半分が動かず、気づいた時には自宅1階に倒れていた。同居している母親が要請した救急車によりE病院に救急搬送され、「左視床出血、右上下肢麻痺」（以下「本件疾病」という。）と診断され、緊急入院となった。

請求人は、本件疾病を発症したのは、遠距離通勤による過労が主な原因であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、請求人の本件疾病は、後述の認定基準に掲げられた対象疾病のうち、「脳内出血（脳出血）」に該当し、平成〇年〇月〇日午前0時30分頃に発症したものと判断する。

(2) 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外について、厚生労働省労働基準局長は、平成13年12月12日付け基発第1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人が発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

短期間の業務の過重性については、発症前1週間の時間外労働時間数は1時間22分であり、請求人が特に過重な業務に従事したとは認められない。

また、長期間の業務の過重性については、発症前1か月の時間外労働時間数は29時間30分、発症前2か月ないし6か月において最も多い1か月の時間外労働時間数は13時間38分であり、1か月当たり45時間を超える時間外労働は認められないことから、発症前1か月及び発症前2か月ないし6か月において、請求人が特に過重な業務に従事したとは認められない。

(4) 請求人は、F専務から自宅から通勤するよう命令された。社宅が借りられず、

片道3時間の遠距離通勤を余儀なくされ、その過重負荷に起因して本件疾病を発症したから業務上であると主張している。

この点、G部長代理は、原処分庁の聴取書において「HさんからC商品センターの近くに引っ越しをしたいと言う話は聞いたことはありませんでしたし、借り上げの社宅に住むことを総務課が了承したこともありませんでした。」「F専務は自宅から通えなどとは言っていないとおっしゃっていました。」と述べており、請求人の主張を裏付ける客観的な資料は認められないことから、請求人の主張は事実であったと認めることはできないが、仮に請求人が主張するような事情があったとしても、そのことを理由として、事業主の指揮命令下に置かれているとは言えない通勤時間を業務負荷として評価することは妥当ではないと判断する。

(5) 請求人は、1日平均8時間又は5時間、自宅や通勤の電車内においてパソコンを使用し資料の作成等の業務を行っていたからこれらの持ち帰り残業時間は労働時間として評価すべきであると主張している。

いわゆる持ち帰り残業については、それが仮に明確な業務命令に基づいて行われ、客観的に評価し得る成果物が認められるなど業務として取り扱うことが妥当と認められる場合には、業務の過重性の評価に当たって、負荷要因の一つとして評価の対象とする必要があると考える。

しかし、請求人は、持ち帰り残業によって作成したとする資料項目とその作成日を記載した書面を提出しているものの、その具体的な内容や勤務時間外に作成されたことを裏付けるパソコンの更新日時などの客観的な資料は全く提出しておらず、また、明確な業務命令に基づいて行われたことを裏付ける資料も見当たらないことから、請求人の主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。